

令和7年度 経営所得安定対策等のあらまし

令和7年度の主な変更点

① 産地交付金（県設定）助成内容の見直し

- ・飼料用米（多収品種）の複数年契約助成・複数年契約定着助成、新市場開拓用米の生産性向上の取組について、支援単価を引き上げました。
- ・WCS用稲作付拡大助成を新設します。
- ・高収益野菜作付拡大助成及び契約栽培加算については、畑地化促進事業の活用を促すこととし、廃止します。

② 一般品種による飼料用米への取組に対する支援の見直し

- ・一般品種での飼料用米の取組に対する数量払について、令和7年産は標準単価が7.0万円/10a（5.5～8.5万円/10a）に引き下げられました。

※一般品種：多収品種(えみゆたか、ゆたかまる(特認))以外の品種

③ 畑地化促進事業（国庫）の支援単価の見直し

- ・畑地化支援(高収益作物、畑作物)の支援単価が10.5万円/10aに引き下げられました。

④ 営農計画書及び新規需要米取組計画書の変更受付

- ・6月末までに提出された水田活用の直接支払交付金の申請に係る営農計画書や、加工用米・新規需要米の取組計画書について、8月20日まで変更を受け付けることとなりました。
- ・なお、市町村段階での変更期限は早まることがありますので、事前に市町村へお問合せください。

⑤ 水田活用の直接支払交付金における5年に一度の水張り要件の見直しの方向性

- ・令和9年度以降、5年に一度の水張り要件を求めないこととなります。
- ・令和7年度及び令和8年度の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りを行わなくても、交付対象とすることとなりました。

このチラシに関するお問い合わせは

青森県農林水産部農産園芸課

017-734-9479

青森県農業協同組合中央会

017-729-8762

東北農政局青森県拠点地方参事官室

017-777-3512

または、関係する市町村、JA等までお願いします。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【対象農地】 水田、畑地

【対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模は要件としません)

数量払

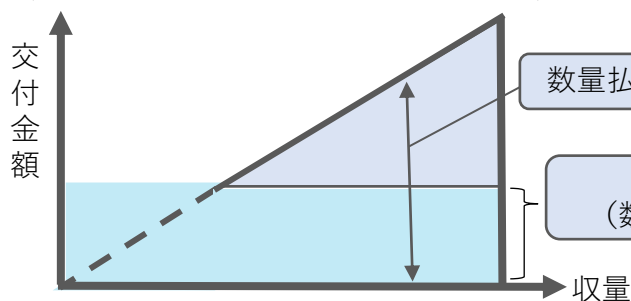
交付単価は品質に応じて増減

対象作物	令和5年～7年産の平均交付単価	
	課税事業者向け単価	免税事業者向け単価
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

面積払（営農継続支払）

当年産の作付面積に応じて交付

〈畑作物の直接支払交付金のイメージ〉



2.0万円/10a
(そば 1.3万円/10a)

面積払
(数量払の際に控除)

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模は要件としません)

※ 米の場合

集出荷業者へ出荷する場合：令和7年6月30日までに事前契約が必要です。
直接販売する場合：令和7年6月30日までに販売計画の作成が必要です。

【支援内容】 米、麦、大豆を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。

※ 補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるため、農業共済とのセット加入がお勧めです。

【積立金】 補てんの財源は、加入者と国が1対3の割合で負担します。

※ 収入保険とは重複加入できません。また、積立金は掛け捨てではありません。

水田活用の直接支払交付金

【対象者】 販売農家、集落営農

戦略作物助成

対象作物	交付単価（10a当たり）
麦、大豆、 飼料作物	3.5万円 (多年生牧草について、当年産において、は種を行わず 収穫のみを行う年は、1.0万円)
WCS用稲	8.0万円
加工用米	2.0万円
飼料用米、 米粉用米	数量に応じ5.5万円～10.5万円 (一般品種での飼料用米の取組は5.5万円～8.5万円)

＜一般品種での飼料用米の取組に対する支援について＞

令和6年産から8年産にかけて、一般品種での飼料用米の取組に対する交付単価が段階的に引き下げられます。

区分	飼料用米(一般品種)の取組に対する交付単価
令和6年産	数量に応じて、5.5万円～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a)
令和7年産	数量に応じて、5.5万円～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a)
令和8年産	数量に応じて、5.5万円～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a)

※多収品種（えみゆたか、ゆたかまる（特認））での飼料用米の取組は、従来どおり数量に応じ5.5万円～10.5万円/10aとなります。

産地交付金

今後、国と協議を行うため、内容が変更となる場合があります。

【 県 段 階 】

	対象作物等	要 件	単価 (10a当たり)
県 設 定	飼料用米 (多収品種)	複数年契約助成 ・ 3 年以上の複数年契約 (令和 5 年度、令和 6 年度からの継続分) ・ 多収品種・生産性向上の取組	9,000円
		複数年契約定着助成 ・ 3 年以上の複数年契約 (令和 7 年度からの新規契約分) ・ 多収品種・生産性向上の取組	9,000円
	大豆(拡大分)	・ 作付面積の新規拡大 【要件】主食用米以外の水稻への輪作を実施(前年大豆作付ほ場の2割以上)	9,000円
	子実用とうもろこし(飼料用・拡大分)	・ 作付面積の新規拡大	9,000円
	WCS用稲(拡大分)	・ 作付面積の新規拡大	9,000円
	新市場開拓用米(輸出用米等)	・ 生産性向上の取組	9,000円
	そば、なたね、新市場開拓用米(基幹作)	—	20,000円
国 設 定	新市場開拓用米(複数年契約)	・ 3 年以上の複数年契約 (令和 7 年からの新規契約分) ・ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者を対象	10,000円

※県設定の単価については、目安の単価であり、予算の配分や本県の取組実績により、単価が変更となる場合があります。

【 地 域 段 階 】

地域ごとの対象作物や交付単価、取組内容は、関係する市町村・JA等にお問い合わせください。

畑地化促進助成

- ・ 子実用とうもろこし支援(1万円/10a)

水田農業高収益化推進計画が策定されている産地における子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援します。

畑地化促進事業

【対象者】 販売農家、集落営農

① 畑地化支援

水田の畑地化に取り組み、5年以上継続して高収益作物（野菜、果樹、花き等）又は畑作物（高収益作物以外の麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば）を作付する場合に支援します。

② 定着促進支援

当年産からの畑地化支援の取組に対し、5年間、定着に向けて支援します。

対象作物	畑地化支援単価	定着促進支援単価
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a (※1、2)	2.0(3.0)万円/10a×5年間
畑作物 (麦、大豆、飼料作物等)		または10.0(15.0)万円/10a一括払 ※()内単価は加工・業務用野菜等の場合

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指します。

※2 令和7年度における取組が対象です。

③ 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。（ただし上限25万円/10a）

【注意事項】

- 畑地化促進事業（畑地化支援、定着促進支援）は、取組開始年から5年間継続して販売を目的とした作物の生産を行う必要があります。
- 畑地化支援、定着促進支援において、高収益作物で取り組む場合、5年間継続して高収益作物を作付する必要があり、5年間のうち高収益作物以外の作物を作付けする場合は、畑作物での取組となります。

新市場開拓用米新規拡大支援事業（県単）

【対象者】 販売農家、集落営農

新市場開拓用米(輸出用米)の新規作付拡大分に対して支援します。

また、国による本支援と同額の追加的支援を行う都道府県連携型助成を申請予定であり、採択された場合、合わせて1万円/10a以内の支援を見込んでいます。

対象作物	交付対象面積	交付単価
新市場開拓用米	作付面積の新規拡大分	5,000円/10a以内

※交付単価は目安であり、取組実績により単価が変更となる場合があります。

※過去2か年の作付面積の大きい年を基準年とし、基準年に対する令和7年産の作付面積の拡大分（10a以上）に対して支援を行います。

経営所得安定対策等への申請に当たっての留意事項

【適切な生産を行っていない場合は、交付金が交付されません】

交付対象の作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるよう生産することが原則です。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、国に提出される理由書により交付が判断されます。

- 新市場開拓用米（輸出用米）、加工用米

当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合

- 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米

交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値から150kg/10aを差し引いた値に満たない場合

- 小麦、大豆、そば、なたね等

（畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の面積払の対象品目）

交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村別等）の1/2に満たない場合

- 飼料作物（牧草、WCS用稲、えん麦、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし）

交付対象の数量・面積から算定される単収が基準単収（都道府県別）等の1/2に満たない場合

- その他の作物（ゲタ対策の対象品目以外）

近傍のほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される場合

- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。
また、既に交付済みの交付金は、返還していただくこととなります。